

小平市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

<該当条項抜粋>

新	旧
<p>(設置の目的)</p> <p>第1条 <u>保険税水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な財政運営に資するため、事業運営基金(以下「基金」という。)を設置する。</u></p> <p>(積み立て)</p> <p>第2条 <u>基金として積み立てる額は、毎年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算で定める。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 <u>市長は、第1条に規定する目的のために使用する場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる。</u></p>	<p>(設置の目的)</p> <p>第1条 <u>保険給付その他において財源の不足を生じたときの財源を積み立てるため、事業運営基金(以下「基金」という。)を設置する。</u></p> <p>(積み立て)</p> <p>第2条 <u>保険給付に要した費用の前3年度の平均年額に相当する額に達するまで、毎年度の剰余金から当該平均年額の100分の5以上に相当する額(剰余金が当該平均年額の100分の5に達しないときはその全額)を積み立てることができる。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 <u>次の各号の1に該当する場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる。</u></p> <p>(1) 保険給付に要する費用に不足を生じた場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき</p> <p>(2) 経済事情の変動等により、財源がいちじるしく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき</p>